

西周前期における王姜の役割——殷周革命論ノート（二）——

高 島 敏 夫

はじめに——西周前期の銘文を読む視點の提示

（一）殷周革命の實態を探るといふ視點

西周時代は、西周王朝の武王が殷王朝最後の王・帝辛（紂王）を滅ぼした時から始まると見るのが一般的な歴史認識である。武王が殷を滅ぼしたことを克殷と略稱することもあるが、また殷周革命という言葉を使って宗主権をもつ王朝が交替したことを表現する場合もある。この場合の革命とは、天下を治めるよう天から授けられた「命が革まる」という意味であることは周知の通りである。だがこうした考え方は勝者である西周王朝側の新たな統治イデオロギーであって、敗れた殷王朝側の人たちの考え方を反映するものではない。また一口に殷王朝側の人たちといっても、克殷前に西周王朝側に付いた氏族がある一方で、それまでの殷の宗教秩序を守ろうとした氏族もあったわけで、新舊のイデオロギーが混在していたはずである。そのようなことを捨象して、勝者の立場から歴史を描き出すのが中國の歴史書の常である。

これも今さら改めて述べるまでもない周知の事柄に屬するだろう。

では舊勢力の殷系氏族たちはどうなつて行つたのであろうか？ こ

こにいう舊勢力とは克殷の後も西周王朝に付かなかつた氏族たちすな

わち殘存勢力のことである。中でも代表的なのは金文資料では王子聖

または泉子聖の名で知られ、^①『史記』「周本紀」では祿父の名で記さ

れている人物である。王子聖の名が示すように克殷の後も殷王朝の

末裔としてまだ残つていたのである。克殷などと言うといかにも殷王

朝が完全に亡んでしまつたかのように思われがちだが、殷系氏族の全

てが一網打盡になつたわけではない。西周王朝に付かなかつたいわゆる

殘存勢力が、周の武王による克殷の後どのような動きを見せるか。

その行く末を追跡することが殷周革命の實態を今少し具體的につかむ

ことになるだろう。そういう關心から殷系氏族の動向を探る研究がこ

れまでなかつたわけではない。例えば、五〇年も前に貝塚茂樹や恩師

白川靜が「周初の東方經營」というテーマで西周前期の金文を對象に

一通りのことを論じていたことがあつた。^③随分以前の研究ではあつ

てもこの方面の研究はあまり進んでいるとは言えないので参考になる

のだが、ただ殷周革命の實態を探るといふ問題の立て方ではなかった。そこに問題意識の若干の違いがある。問題意識の違いは殷末周初の社會的激動期の捉え方の違いによるものであろう。もっと具體的にいえば、殷周革命のような大轉換が起きた社會的背景に對する理解の仕方の違いである。この件については、拙稿「殷末周初の殷周關係」で二重權力論の觀點からかなり踏み込んだ考察を展開したことがある。今回「殷周革命論ノート」として問題別に進めているのは、殷周革命の實態にもっと具體的に迫れるのではないかという思いがあるからである。そのような問題意識から何れ整理する所存であるが、今回は殷の文化圏内にあった氏族の動向を考える上で重要な鍵を握っている王姜の特殊な役割について考察する。

(二) 言語と文字との關係を考えるという視點

勝者の立場から歴史を描く『史記』のような歴史書の記述とは異なる歴史が存在したことを物語るのが出土資料である。ただ、出土資料にも様々なレベルのものがある。例えば口頭で傳承されてきた事柄がある時期にテキスト化するもの。またテキスト化された断片的資料を書物の形に整えるものなどである。前者のようなものは後者に吸収された後廢棄されたと思われるので、發見されることは期待できないが、後者は書物の形に整えられるので偶然に發見されることがある。ごく最近になって陸續と發見されるようになった戰國楚簡と略稱される戰國中期頃の竹簡群がそれである⁵⁾。これら戰國楚簡がどのような過程を経て書物の形に整えられたかは不明であるが、ただ書物の形になる

までの過程をどのように考えるかということが、書かれている内容を解釋する場合にもかなり違いが出て来る。もう少し踏み込んでいえば、文字が口頭言語を記録するために考え出されたものとはいっても、口頭傳承の歴史はその後も長く続くので、そうした文書をいきなり文字言語で書いたものであるかのように考えるのは現實的でないということである。

このようかなり長期にわたって行なわれた口頭傳承を記録したものとは異なり、ほとんど傳承過程を経ずに文字で記された出土資料、これが殷代の甲骨文と西周時代の金文である。前者は王朝内で占卜をした記録であり、後者は青銅器の作器者が王やそれに近い人から表彰された経緯を記録したものが多く、いずれも言語が發せられた時からあまり時を移さずに記録されたもので、直接性、臨場性の強いものであるが、その分自明のことは省略されていることもある。またいずれも祭祀の場において發せられる言語を記したものである。甲骨文や金文を讀む場合、こうした資料としての性格を念頭において讀むことが必要である。資料に記された出來事の背景を考える契機がそこに潜んでいるからである。

今回西周時代前期に見える王姜の役割について考察を加えるのであるが、そこに記された「事象」をどう讀むのが重要であると同時に、その「事象」を記している文字、そして文字が記している言語の問題も一應想定しておかねばならない。なぜなら宗主權が殷王朝から西周王朝へと大きく轉換する過程で、それぞれの王朝の用いた祭祀言語の存在を想定しておく必要があるからである。ここにも文字と言語の關

係に對する考え方つまり文字觀が姿を現わすことになる。文字は言語を記録する記號であるという立場から、西周前期の文字すなわち語の問題も同時に考えてみたい。

一 西周前期の言語と文字との關係が固定的でない現象について

ここで西周前期に限って見られる現象として注目しなければならぬのは、文字が示すところの言語表現にかなり混亂がある點である。ここで混亂というのは、文字と語との關係が一定しないということを指している。このような現象は殷代の甲骨文に見られず、また同じ西周時代でも中期以降の金文にはあまり見られない一時的な現象である點が目を惹くのである。今回は三點に絞って見ていくことにしたい。

(一)「令」字の過渡的な用例について

改めて説明するまでもなく、「令」は臣下などに命じて何かをさせる意味に使う。殷代の甲骨文の字形では「𠄎」と書いて拜命している形姿を示すが、「貞、王勿令畢以衆伐𠄎方」(貞ふ、王、畢に令して衆を以るて𠄎方を伐たしむることなからんか?)「合集二八」⁽⁶⁾に見るように、後世の語法と全く違わない使い方をしていることが分かる。この文例の場合、畢という氏族に命じて衆を率いて𠄎方という異族を伐たせるかどうかを、神に問うている例である。甲骨文に見られる「令」の用法はみなこのようなものであるから、「令」という語の使い方に對する違和感など全く生じないのである。ところが、殷王朝が亡び西周時

代に入ると一時的にはあるが、かなり異なった用法が現われる。以下四つの文例を具體的に讀みながら「令」の用法に注目したいと思う。

①王伐𠄎子耶。𠄎厥反、王降征令于大保。大保克殄亡譴。王召大保。易休宋土。用絃彝對令。《大保殷》集成四一四〇

【訓讀】

王、𠄎子聖を伐つ。𠄎の反するに𠄎び、王、征令を大保に降す。大保、克く敬しんで譴じし。王、大保を召し。宋の土を賜休す。茲の彝を用て令に對ふ。

説明のため一度全文を讀んでみることにする。ここに出てくる王は殷を滅ぼした武王の子の成王であるが、成王が伐った相手の𠄎子聖とは殷王朝の殘存勢力を代表する王子聖のことである。殷を滅ぼしたといってもまだ殘存勢力があったわけで、歴史とは單純なものではないことが分かるが、そのことは今は措くとして、その𠄎子聖が殘存勢力を率いて反攻に出たのを成王が伐った。冒頭の一文はそう記しているのだが、それは歴史の出來事としての記述であって、實際には大保と呼ばれた召公に命じてこれを伐たせたのである。そして大保召公はこの任務を全うして𠄎子聖の討伐に成功し表彰を受けるといふ次第になっている。成王は大保に宋の地を與える。「賜休」が表彰して賜物を與えるの意味である。大保が青銅器の祭器を作るのはその表彰と賜與とを記念して作るのであるが、それを「用絃彝對令」と表現している。だがこうした「令」の使い方は命令の意を示す一般的な用法では

ない。

このような意味を記す場合、金文では一般に「對甞王休、用作茲彝。」(王の休たまのに對揚して、用てこの彝を作る)とするのであるが、この例に見るように西周前期にはまだそのような表現が定着していないのである。「賜休」という語が、宋の地を興えるという意味で用いられているのだから、ここでは「對休」と記すべきであるにもかかわらず、「對令」と記されているのは、「令」という語を賜物の意に用いていると考える外ないことになる。こうした語法から言語に微妙なズレのあることが感得できるであろう。

このことをもう少し具體的に考えるために表彰式の場面を想像してみたい。表彰式では王またはその代理者が、表彰される者に向かって表彰内容や経緯を口頭で伝える。令という語が直接示すのはこのことである。このような理解の仕方は許慎の『説文解字』に「令發號也。」(令は發號するなり)(九上)と記されていることとも一致している。念のため『説文解字』の「號」の項を見ると「號號也」(號は號なり)(五上)と記されていて、かなり大きな聲でもって發せられたことが分かる。そしてそうした後で賜物を興えるという次第になる。この流れは中期から現われるいわゆる冊命形式金文を見れば合點がいくだろう。こうした表彰式の一連の流れの中で捉えると、「令」という語が示すのは、口頭で發する言語のみならず表彰式全體を示すものであることが分かる。賜物を直接示すものではないが、その中で渡される賜物もその中に含んでいる。「令」が賜物という概念を示すと捉えるのは抵抗があるとしても、意味を伝えるための訓讀としては必ずしも誤りで

はない。とはいえ「令」という語が含む表彰式の流れを念頭におかないと理解しにくいのも確かであろう。「令」という語については以前『令字論序説』でこのあたりの事情を理解する上で参考になることを記したことがあるので、⁽⁸⁾ご参照頂ければ幸いである。次に見る銘文の「令」は「賜」の意味に用いられているが、これも表彰式の一連の流れの中で捉えてはじめて理解できる語法である。

②佳九月既望庚寅。檜そ伯于遘王。休亡尤。朕辟天子檜伯、令厥臣獻金車。對朕辟休。乍朕皇考光父乙。十卮不謹。獻身才畢公家。受天子休。

《獻殷》集成四二〇五

【訓讀】

これ九月既望庚寅。檜伯そ于きて王に遘あふ。休せられて尤よ亡し。朕が辟きなる天子檜伯、厥の臣獻けんに金車なまを令たまふ。朕が辟たまものの休に對こたへて、朕が皇考かがや光ける父乙を作る。十世まで忘れず。獻み、身、畢公の家なに在りて、天子の休を受く。

全文を読んでいると長くなるので、端折れるところは端折ることにして、先ず注目すべき箇所、「朕辟天子檜伯、令厥臣獻金車。」(朕が辟きなる天子檜伯、厥の臣獻けんに金車なまを令たまふ。)のところ。天子が王ではなく檜伯を示している例外的な銘文である点についても具體的に述べなければならぬところであるが、別稿を用意しているので、その際に述べることにして、この「令たまふ」は定型的な表現をするなら「賜」か「休」かで表現すべきところである。この「令」の用法も、①の場

この一節が述べようとしていることは、王から福土の地を賜物としていただいたことを記念して亡父乙のための祭器を作ることであるが、典型的な表現をするならば「中對甗王休、用作父乙鬯罍。」（仲、王の休に對揚して、用て父乙の鬯罍を作る）とでもなるべきところである。賜物の意を示す時は後に「休」一字で示すようになるのだが、ここでは「休令」という熟語にしている。そしてその後祭器を作るといふ表現をとらずに「鬯父乙罍」とだけ記している。語順も「父乙鬯罍」ではなく「鬯父乙罍」としている点も不審である。それで白川は「父乙に鬯むるの罍」と訓讀することによって巧みにししているのだが、このような表現は他に例がないため従いがたい。單純に考えて「作」が脱落したと考えるか、あるいは「作」と記すべきところを誤って「令」としてしまったかと解釋することも、「鬯父乙罍」と記していることから見て排除しえない解釋だと思ふ。しかしここでそのような錯誤がなかったと考えるならば、父乙の祭器を作ることによって王の賜物に應えるという趣旨で「中對王休令鬯父乙罍。」と記したものと考える外はないのである。

(二)「休(宐)」字の過渡的な用例について

先ほどは「令」が「賜與」の意の動詞として用いられる例と、「賜物」の意の名詞として用いられる例について考察したわけだが、今度は「休」の用法に目を向ける。「休」という文字（語）は甲骨文ではまだ後世の休むの意味に用いられることがなく、もっぱらある場所を示す語として使われた。例えば、「壬□卜芳貞、王往休。」（壬□卜して芳貞ふ、

王、休に往かんか？）「合集八一五六」、あるいは「貞、王往休、亡災。」（貞ふ、王、休に往くに災亡きか？）「合集八一六〇」のように用いられる。王が主語であり王がそこに行くことの可否を問う卜辭であるから、王朝の祭祀が行なわれる場所を示す語であるかも知れない、といった見當を豫めつけておくことは許されるだろう。

西周前期の金文を見る限りでは、甲骨文の用例に見るような場所を示す語ではなく、「表彰する」あるいは「賜う」の意の動詞として用いられる。それが後に「對甗王休、用作某寶罍彝」（王の休に對揚して、用て某の寶罍彝を作る。）のような定型的な表現へと轉成していくのである。今回西周前期の銘文に絞って語法を仔細に觀察しているのは、定型的な表現に收斂する前段階の過程的な表現の様相を具體的に見ようという問題意識からしているわけである。そうした過渡期の新しい語法であることを何よりもよく物語るのが「令」の項の①で見た「易(賜)休」と④で見た「休令」であり、そしてまたこの(二)の③で見る「休易(賜)」ではないかと考える。というのは、既成の語である「休」「令」「易(賜)」を組み合わせた熟語「賜休」「休令」「休賜」がほぼ同等の意味を示すために使われた語でありながら、語形としてはまだ定着しない新しい用語だと思われるからで、そこに新たな祭祀言語が形成されつつある過程を垣間見る思いがするのである。

①唯征月既望癸酉。王獸于昏黻。王令員執犬、休善、用作父甲鬯彝。巽。《員方鼎》集成2695

【訓讀】

これ正月既望癸酉、王、昏獸に狩りす。王、員に令して犬を執らしめ、善を休せらる。用て父甲の鬻彝を作る。鬻。

王が狩りをした時に員(人名)に命じて獵犬を用いさせたところ大いに成果を上げた。そこで「休善」となり、「用乍父甲鬻彝。」(用て父甲の鬻彝を作る)という次第になる。この「休善」を「善を休ふ」すなわち「善」を興えられると見る。ここの「休」は場所を示す語ではなく賜物を興えるすなわち「賜」の意味に用いられているようである。ただし、この「善」が具體的に何を指しているのか詳細は不明である。金文における「善」の用法はあまり多くなく決定打を缺く憾みがあるが、何らかの賜物を示す語であるから、假に「膳」の意味と捉えておきたい。これは文脈からして、狩りをした際の手柄に對して贈られた賜物と思われるからである。金文には「善夫」という語が見える⁽⁹⁾。それを「膳夫」とするならば、「休膳」とは饗宴の席に連なることを特別に許されたことを意味するのではないかと思われるのである。

② 豊公藉匱。休^ナ小臣虺貝五朋。用乍寶障彝。《小臣虺鼎》集成二五五六
【訓讀】
豊公、匱に藉す。小臣虺に貝五朋を休^なふ。用て寶障彝を作る。

この場合訓讀の仕方としては「小臣虺に貝五朋を休する」としてもかまわないが、要するに「賜」の意味であるから「休^なふ」と讀むことができる。だが、白川の『字通』の「休」字の項を見ると、「木はも

と禾形に作る。禾は袖木のある柱。軍門として左右に立てる表木。金文の圖等にその兩禾軍門の象を示すものがある。その表木の前で、軍功の人を表彰することを休⁽¹⁰⁾という。この白川説にしたがうならば、甲骨文における「休」は表彰する場所を示す語であったが、西周時代に入って動詞として用いられるようになると、單に賜うの意味に用いられるのでなく、「休」なる場所で行なわれる表彰の意味をも含んで用いられるようになる。白川の字源説は甲骨文と金文の用法を照合しながら實によく考えられたものであることが分かるが、白川説の適否はさておき、ここで問題意識に沿って言い換えるならば、殷代の甲骨文の「休」が表彰する場所を示す語であったのが、西周時代に入って動詞や名詞として用いられるようになると、表彰することあるいは賜與することを意味する語として用いられるようになる。そしてそれはまた「令」という語が用いられる場面と意味とも重なるところがあるため、互いに同義語のように用いられる現象も見られるということであろう。それが次第に截然と區別して用いられるようになっていくのである。

③ 佳正月甲申。爰各。王休^ナ易厥臣父爰^ナ。王勳貝百朋。對訊天子休。
用乍寶障彝。《爰殷》集成四二二二
【訓讀】

これ正月甲申。爰格る。王、厥の臣父爰に^{くわん}葛を休賜す。王、貝百朋を勳す。天子の休に對揚して、用て寶障彝を作る。

今度は「王、厥の臣父爰に葛を休賜す。」となっている。前述したように「休」にはもともと表彰するの意があり、「易(賜)」は賜うの意である。両方の意味を表わすために二字の熟語の形で「休易(賜)」と表わしたものと思われる。なお同じ意味の熟語で語順が逆になっている「易(賜)休」は(一)の①で見た通りである。

④休朕公君匱侯易圉貝。用乍寶隣彝。《圉方鼎》集成二五〇五

【訓讀】

休する公君匱侯、圉ぎよに貝を賜ふ。用て寶隣彝を作る。

白川はこれを「朕が公君匱侯、圉に貝を賜へるを休よそひとして」と讀んでいる。今回は正面切ってとり上げないが、白川は以前「金文通釋」で「休王」が「康王」の生稱であるという説を詳密に論證した時に「よろこびとす」という讀み方を不自然だとして排除していた¹¹⁾。その後西周王朝の古都周原から王統譜が記された《史牆盤》が発見され、そこに「康王」の名が見えたことからこの説を撤回し、「休」の訓を「よろこびとして」と變更するようになった。それをここにも適用しているのである。西周中期に作られた王統譜に「康王」の名が見えても、西周前期の王名である「休王」が「康王」の生稱であるという考え方を撤回する必要は何もないはずである。私は「休」を動詞と見なして「よろこびとす」とする讀み方を不自然だとした白川の舊解をここでも支持する。つまりこの「休」を「朕公君匱侯」を修飾する何らかの語であると捉えて「休する」と讀み、表彰して賜與する意の動詞と捉えるべきではないかと考えるのである。この考え方を適用するとすれ

ば「休王」という王名の由来も、表彰と賜與とを行なう王という意味で「休王」と稱されたと理解することができる。

【宀】

この字は西周前期だけに見られるもので「休」と同義語として用いられる。白川はこれを「宮廟の象で、神靈の前で賜賞を受ける義とみられる。」としている¹²⁾。「宀」字が甲骨文に見えないことから、「休」が殷以来の語であり、「宀」は西周時代に入ってから用いられるようになった語だと考えることもできるかも知れないが、それはあくまでそう假定してみるだけのことであって、それ以上踏み込みようがないところである。

⑤佳王于伐楚白、才炎。佳九月既死霸丁丑、乍册矣令隣宜于王姜。姜商令貝十朋・臣十家・鬯百人・公尹白丁父兄于戌成冀嗣三。令敢胤皇王宦丁公文報。用頤後人享、佳丁公報。

令用奔辰于皇王。令敢辰皇王宦、用乍丁公寶殷。用隣史于皇宗。用鄉王逆迺。用廢寮人。婦子後人永寶。鬯册。《作册矣令殷》集成四三〇〇・四三〇一

【訓讀】

これ王、于に楚白を伐ちて、炎に在り。これ九月既死霸丁丑、作册矣令、王姜に隣宜す。姜、令に貝十朋・臣十家・鬯百人・公尹伯丁父の戌に既れる戌の冀嗣三を賞す。令、敢へて皇王の宦たまものたる丁公の文報に揚ふ。用て後人に詣るまで享して、これ丁公に報せよ。

令、用て皇王に奔^{しん}展^{ちやう}せらる。令敢へて皇王の宐^にに展^こへて、用て丁公の寶殿を作る。用て皇宗に隣史^{りんし}。用て王の逆逆^{ぎやくぎやく}に饗^{きやう}し。用て寮人に廩^{きやう}せむ。婦子後人、永く寶とせよ。鳥形册図象。

「宐」を「休」に置き換えても意味に違いが出るわけではないので、全文の説明は省略して、「宐」の見える箇所だけに絞る。

「令敢展皇王宐丁公文報。」（令、敢へて皇王の宐たる丁公の文報に揚^たぶ。）の意味するところは、作册の職につく矢令（人名）が王から與えられた莫大な賜物（實は賜物を直接與えるのは王姜である點に注意。後述）は、ひとえに先祖丁公の草葉の陰からのお力によるもので、そのことを感謝して王からの賜物に應える形でこの祭器を作るのであるということである。「宐」を「休」字で記しても意味に変化はないが、矢令が王姜に對して行なった「隣宜」という祭儀がよほど重大な意味をもっていたものと思われる。この點については後で王姜關係の銘文を見る際に改めて述べることにする。

「令敢展皇王宐、用乍丁公寶殿。」（令、敢へて皇王の宐に展へて、用て丁公の寶殿を作る。）の意味するところは、さきほど述べたのと同じ趣旨のことを別の表現で繰り返したところである。典型的な言い方をするならば「令敢對^{たい}展^{ちやう}皇王休、用乍丁公寶殿。」となることである。

⑥兮公宐盃・束貝十朋。孟對^{たい}展^{ちやう}公休、用乍父丁寶隣彝。V。《孟卣》集成五三九九

【訓讀】

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要 第八號

兮公、孟に盃・束貝十朋を宐^{たま}ふ。孟、公の休に對揚して、用て父丁の寶隣彝を作る。V。

「兮公、孟に盃を宐ふ。」この宐は明らかに「易（賜）ふ」の意であるのに、この字を用いている。ただこの字には「𠄎」の形が付加されている。これは宐字と區別するために付加されたもので、名詞の賜物ではなく、動詞としての用法であることを明示したものである。「𠄎」字形や「𠄎」字形を付加してその字が動詞であることを明示する文字表記はこの時期によく見られる現象である。⁽¹⁴⁾

(三)「祭器を作る」意の過渡的な表現について

文字の示す概念がまだ定着しない現象の他に、表現自體が十分熟していない例も見られる。青銅器を作ることの意味する表現である。以下、三例の讀み方はみな白川の訓讀とは異なる讀み方をする結果になった。それは白川が意味の通るように讀みをつけるという態度で訓讀したからである。解釋そのものに大きな違いがあるわけではないが、ここところは表現の仕方がまだ言語として定着していないので、その定着しない點を考えつつ讀んでいきたいところである。

①公賞束、用乍父辛于彝。《束觶》補五一七

【訓讀】

公、束に賞す。用て父辛を彝に作る。

白川はこういう読み方にはせず、「用て父辛の于彝を作る。」と読み、「于」は大の意であると説くのだが、「于」が大の意味に用いられる例は金文にはなく、かなり後世の字義のようである。この「于」は金文の普通の用法である介詞と見るべきで、父辛を記念して祭器を作るという意味で「父辛を彝に作る」と記したと解すべきであらう。意味を伝えるための訓讀表現として變な日本語になっており落ち着かないが、「于彝」二字が祭器を示すという認識には少なからぬ抵抗がある。こうした語法として不自然な言語表現が用いられている現象が西周前期に集中的に見られること自體に今は注目しているのである。以下さらに見ていくことにしよう。

②乙亥。王、畢公迺易史臨貝十朋。臨由于彝。其于之朝夕監。《史臨》集成四〇三〇・四〇三一

【訓讀】

乙亥。王、畢公に「易」ぐ。迺ち史臨に貝十朋を賜ふ。臨、彝に由なふ。其れ之の朝夕に于いて鑑みよ。

「臨、彝に由（載）なふ」と訓讀したところを白川は「臨、彝に載せる」と読んで、文を祭器に記すの意と解釋するのだが、「由（載）」の用法は、甲骨文の「由王事」を解讀する際に、白川自身が『詩經』の用例などを用いて「王事を載ふ」と讀むという結論を導くのに成功したもので、ここでも同じように「行なふ」の意で讀むべきだと思つた。ただし、「王事を載ふ」とは、王室の祭祀を行なうの意であるから、

「由（載）」は一般的な意味での行なうではなく、祭祀を行なうの意味に用いられていると解すべきであらう。したがって、「彝に由（載）ふ」とは、祖先を記念して祭祀を行なうための彝器を作るということを記していると思われるのである。

③唯三月丁卯。師旂衆僕、不從王征于方雷。使厥友弘、曰告于白懋父。才荊。白懋父迺罰得茲古三百。今弗克厥罰。

懋父令曰、義救厥不從厥右征。今母播期又内于師旂。弘曰告中史書。旂對厥賢于隣彝。《師旂鼎》集成二八〇九

【訓讀】

これ三月丁卯。師旂の衆僕、王の于方雷を征するに従はず。厥の友（同僚）弘をして、以て伯懋父に告げしむ。荊に在り。伯懋父迺ち罰し、茲古三百を得（贖）しむ。今克はずんば、厥れ罰あらむと。

懋父令して曰はく、義しく、厥の、厥の右征に従はざるを播すべし。今播ること母くんば、其れ師旂に内ること有らむと。弘、以て中に告げて書せしむ。旂、厥の賢（質）を隣彝に對ふ。

「旂、厥の賢を隣彝に對ふ。」と讀んだが、白川は「對」を意味に合わせて「記す」としている。訓讀が解釋を示すための方法だという点ではその読み方に誤りはないのだが、「對」字そのものは金文でも應えるの意味であるから、「對ふ」と讀むべきであらう。伯懋父の命令に應えて師旂が祭器を作り、その言質を記すということである。そのような意味で記すならば「師旂對懋父令作寶隣彝、書賢」とでも記す

ところだが、そうした表現がなされず、結果的に省略した形で記されている。

以上、「令」「休」「彝器を作る」の意を示す文例を見てきたが、これらはこの時期だけに見えるもので言語表現としてはまだ熟さない過渡的な文例であった。この時期のこうした文例はまだ他にも見られるが、今回はこれくらいにしてまた別の機会に譲ることにする。ここで述べたかったことは、言語を記す時の用字がまだ固定的でなかったということである。文字が固定的でない原因は、言語表現が固定的でないことを物語るものと思われる。言語表現が固定的でないというよりも、むしろまだ表現の仕方が十分熟さない言語であったという方が現実的であろう。金文の記す言語は祭祀で用いられる特殊な言語であるが、それがまだ熟さないということ。そのような現象をどう解釋するのか、ということである。

殷代の甲骨文に記された祭祀言語と、西周時代の金文に記された祭祀言語とは、それぞれ固有の言語をもっていたはずであるが、そうした異なる言語が祭祀の場でどのように混在し融合していくのか、今そういう問題意識で見ているわけである。まだ不明な点が多くて倉卒に結論を出すわけにはいかないが、少なくとも言えることは、西周前期は中期以降に見られる定型的な表現と比べると、まだ十分熟さない多様な語法が見えるということである。

二 王姜關係の銘文を讀む

ここで成王妃である王姜の出てくる銘文をとりあげるのは、祭祀の場における王姜の役割について考えるためであるが、この問題については白川靜の見解を整理したものがあるので、それを踏まえた上で私見を開陳するという方向で進めていきたい。王姜の問題を今回改めて取り上げるのは、言語と文字との關係を考えると、観点から金文を讀み直すと、新たに氣付く點が出て來たからである。まず白川の整理したものを引用しておく。¹⁵⁾

- 一、王姜は祭祀その他王室の重要な儀禮に關して、王に代る公的な活動をしている。その行爲は主として他族との交渉に關している。
- 二、王姜が王の東征に従って遠く山東にまで赴いたとする従来の解釋は妥當でない。その行動は、知られる範圍においては主として河南の西部方面に限られている。
- 三、このことは王姜の出自が、河南諸姜の一であったことを示唆する。そして河南の諸姜が、殷周の革命、その後のこの方面の撫恤に重要な役割を荷っていたことを示すものがあると考えられる。
- 四、王姜の活動は主として成王期の後半以後にあったとみられる。
- 五、以上の諸點は、周の東方經營の狀態の一面を示すものがある。

上記五項を私なりの問題意識で三項目に整理し直してみる。

1、王姜は王室の重要な儀禮において王に代る公的な活動を行なったが、それは主に東方系氏族との交渉に關するものであった。また東方系氏族をさらに言い換えれば、殷王朝の宗教的秩序の下にあった氏族と言い換えることができる。

2、王姜の行動が河南西部方面に限られることから、王姜は河南の姜姓四國の出自と思われることであるが、そこまで限定しないで古代羌族を含む姜姓出自の者とする。

3、王姜の活動は主として成王期の後半以後にあった。つまり成王の幼少期ではない。

先ず關係銘文を一通り讀むことからはじめたい。王姜關係の銘文には《王姁鼎》「王姜乍龍妣寶障彝。」（王姜、龍妣の寶障彝を作る。）「補二四三」のように短い文もあるが、やや長めの文が多い。それで銘文に見える地名・人名・儀禮名などによって多少とも具體的な場面を描き出す手掛かりになっている。それが王姜がどのような位置にあった人物であるかを考える材料になるのである。

それぞれの銘文には本文・訓讀・譯讀・評釋を添えた。紙幅の關係で語釋を省いたが、評釋の中で適宜言及する形をとる。やや長くなるので豫め私見の一端を記しておくことにする。

成王妃と目される王姜が王の立ち會う祭祀の場において王と同席していることが多いことが銘文からうかがわれる【①②④⑤】。また、

同席していることが明記されない場合でも、その背後に王の存在を感得できる場合もあり【③】、王とともにあった王姜が王の代理をつとめていることが見てとれるのである。

①作册鬯卣「集成五四〇七」

隹十又九年。王才庠。王姜令乍册鬯安夷白。夷白寶鬯貝布。鬻王姜休、用乍文考癸寶障彝器。

【訓讀】

これ十又九年。王は庠に在り。王姜、作册鬯くわんに令して夷伯を安んぜしむ。夷伯、鬯に貝布を寶おごる。王姜の休に揚へて、用て文考癸の寶障彝器を作る。

【譯讀】

ここに記すのは王の一九年のことである。王はその時庠に在った。王姜もまた王とともに庠にあり、王の代理として作册鬯に命じて夷伯を安堵せしめた。夷伯の方は作册鬯を王あるいは王姜の使者として厚くもてなし貝と布を贈った。作册鬯は夷伯からの饋禮を王姜からの賜物と認識し、それを記念して亡父文考癸の祭器を作るのである。

【評釋】

作器者の作册鬯はその名稱からして殷王朝時代以來の氏族と思われる。作册という任務は官職名と見なすこともできるが、近代社會に見られるような確固とした官僚制の機能した時代ではなく、作册と呼ばれる職務に携る者として認定されていたという程度の理解をしておく

べきであろう。さし当たって白川が緻密に論證したように、聖獸を養う任務を擔掌していたと見なしてよいと思われるが、私の想定するところでは、史の祭祀に用いる冊書を用意することも作冊の任務の一つであったと思われる。またそうした常時の任務に携るだけでなく、時に應じて特別な任務を命ぜられることもあったものと思われる。ここでは作冊鬘が夷伯を「安んずる」任務を命ぜられたのである。安んずるを「安堵する」と譯したのは、王による封建に近いものではないかと考えたからである。つまり夷伯がもと領していた地を西周王朝の地と見なした上で、その地を夷伯が領することを王朝として認めたいという意味ではないかと解釋するからである。王姜の派遣した作冊鬘を夷伯は貝と布を贈って歓迎し、王朝による安堵を受け入れたものである。作冊鬘は夷伯からの賜物を、自身の任務が無事遂行できた記念と見てこの祭器を作ったのであるが、それを「王姜の休（賜物）」と認識している。これは王姜が命じたという認識の上に立っているからであろう。この《作冊鬘卣》と同じ時に作られた《作冊鬘尊》では「王姜」を「君」としている。「君」とは女君のことである。『左傳』襄公十四年にも「夫君神之主而民之望也。」（夫れ君は神の主にして民の望なり）とあることから推測できるように、元は神と民との間に立つ巫祝的な存在であった。殷代のような祭政一致の宗教秩序の時代にあつては君を女王としていた部族もあつたものと思われる。西周時代に入つてもそうした時代の名残があり、王姜の他に天君などもよく知られるところである。以上のことから考えると、作冊鬘にとつて女君の位置にあつた王姜が夷伯の安堵を命じたということになる。故に「王

姜の休（賜物）」という認識が示されるのであるが、王姜關係の銘文ではこれを「王の休（賜物）」と認識するものがむしろ多い。その場合、直接命じたのが王姜であっても、その命令が王によつて發せられたものと認識しているのである。やや複雑な構造になっているが、これが西周王朝による新たな秩序システムを構築していく手法であつたと思われる。

【参考】《作冊鬘尊》「集成五九八九」

才卣。君令余乍冊鬘安夷白。夷白賓用具布。用乍朕文考日癸肇寶。㐁。

【訓讀】

才に在り。君、余作冊鬘に令して夷白を安んぜしむ。夷伯、賓るに貝布を用てす。用て朕が文考日癸の肇寶を作る。㐁。

② 叔殷（叔隨器）「集成四一三二・四一三三」

佳王率于宗周。王姜史叔使于大保。賞叔鬱鬯・白金・□牛。叔對大保休、用乍寶隣彝。

【訓讀】

これ王、宗周に率す。王姜、叔をして大保に使いせしむ。叔に鬱鬯・白金・□牛を賞す。叔、大保の休に對へて用て寶隣彝を作る。

【譯讀】

ここに記すのは、王が宗周において率の祭りを舉行した時のことである。その時王姜は叔を使者として大保の所に行かせた。大保は叔の任務を稱えて鬱鬯・白金・□牛を賞として與えた。叔は大保からの賜

物に應えて寶障彝を作ったのである。

【評釋】

先ず人物の位置関係を押さえておくことにしよう。王は宗周において奉の祭りを舉行したのであるが、この時王姜はどこにいたのであろうか？ 一々記さないが、王とともにあって奉の祭りを行なったのである。だから洛陽の成周にいる皇天尹大保召公に使者を差し向けたのである。大保召公が宗周にいるのなら、この祭祀に列席したと思われるが、そうでなかったたので、叔を使者として召公の所に遣わしたということになる。王もいるのに王姜が命令を發するという例が多いが、これは王の代理として命令を發しているわけである。しかも拜命する側は河南方面出自の氏族つまり、かつて殷の宗教的秩序の下にあった氏族が多く、陝西方面出自の氏族はいないようである。そこに王姜の果たす役割を推定する材料があるものと思われる。

この時宗周で催された「奉」という祭祀は《獻侯鼎》にも見えているが、《孟爵》・《圉鬲》・《圉斝》・《圉卣》のように成周で行なわれることもあった王朝の重要な祭祀である。詳細は省くが用例から見ると農耕に關係のある祭りだと思われる。あるいは宗周での奉の儀禮に列席できなかった大保に對して、儀禮に關わるなんらかの措置が加えられたのかも知れない。王姜の使者叔の果たした任務を稱えて大保召公は叔に鬱鬯・白金・□牛を賞として與えた。なお叔という人物の作った祭器が洛陽から出土しており、大保召公と近親の關係にあった可能性があるが、この件について今は詳しく検討する餘裕がない。また「史叔使于大保」の「史」「使」の使い方についても言語表現として言及しな

ければならないが、これも別の機會に譲ることにする。

③ 旗鼎「集成二七〇四」

唯八月初吉。王姜易旗田三于待ト。師檜酤兄。用對王休。子子孫其永寶。

【訓讀】

これ八月初吉、王姜、旗ホに田三を待トに賜ふ。師檜ソ、酤マツりて祝オクる。用て王の休たまものに對ふ。子子孫其れ永く寶とせよ。

【譯讀】

ここに記すのは、八月第一週のこと。王姜が旗に田三を與えた。與えられた田の場所は沘ト。その時、師檜も立ち會つて旗に祝オクつた。旗は王の休に應えて彝器を作ったのである。子々孫々永く寶とせよ。

【評釋】

この銘文の場合、王の名が「王休」という形でだけ出て来て、その所在が記されていない。だが他の例に見るように、王姜の出て来る銘文にはほとんど王の名が見え、その賜賞の式の場に同席しているのである。その具體的な位置關係については想像に依るしかないが、比較的近い所に着座していたものと思われる。そのような場において、王姜は旗に田三を與える。田の大小はともかくとして、三箇所の田を與えたのである。その場所を待トと記す。その際、師檜も賜賞の式に立ち會つていて、旗に贈呈する役を擔當したものであると思われる。かくて田三を與えられた旗は、それを記念としてこの鼎を作り、一族の祭りを

行なう際の祭器として子々孫々にいたるまで永く寶とするようにという言葉で結ぶ。この賜與は王姜によってなされたものであることを明記しているのだが、賜與に應えて祭器を作るところでは「王姜の休」ではなく「王の休」であることを敢えて記している。これは王姜によってなされた賜與が、王の發令によってなされたことを旗が認識していることを示すものである。なお「旗」は「史旗」の名で出てくることが多い人物であるが、かつては「史」の任務に携っていた殷系氏族だと思われる。

④不壽殷「集成四〇六〇」

佳九月初吉戊辰。王才大宮。王姜易不壽裘。對𠄎王休、用作寶。

【訓讀】

これ九月初吉戊辰、王は大宮に在り。王姜、不壽に裘を賜ふ。王の休に對揚して。用て寶を作る。

【譯讀】

ここに記すのは九月の第一週戊辰の日のことであった。王は部族連合の宗教的行事を行なう大宮にあった。王姜もその大宮にあって、王の代理として不壽に裘を與えた。不壽は王姜を通じて與えられた賜物に應えて、寶を作った。

【評釋】

この銘文の場合も、王と王姜がともに出てくる。ここでは《作冊矢令殷》と同様に王がいる場所が明示されているのに、王姜のいる場所

は明示されていない。だがこれは敢えて記すまでもないことだから記さないだけのことであって、王姜關係の他の銘文と同様に、王と王姜とはその賜賞の式の場に同席していたものと思われる。では「大宮」とはどのような場所あるいは建物を言うのであろうか？ 白川は「地名、宮名」とするのだが、語意の方面からもう少し掘り下げておきたいところである。金文に見える宮廟關係の語で「大●」の形になっているのは、「大宮」の他に大廷・大室・大朝（廟）がある。いずれも地名や宮名というよりも、「大」という修飾語によって全體の中心をなす重要な施設であることを示す語のように思われる。つまりこの「大宮」とはある地域の中で中心をなす大型の宮廟を示す語ではないかと思われるのである。ある地域の中で中心をなすということは、その地域全體の宗教連合的な共同體が、そこで共同の祭祀を催すような施設を示す語ではないかということである。そのような場では、多數の氏族が集まっており、不壽の他にも賜物に與かる者もあったのではないかと思われる。不壽は王姜から與えられた賜物に應えて記念の祭器を作るに際して、これを「王の休（賜物）」と認識している。こうした認識からうかがわれるのが、西周王朝の宗主權の受容、天の思想への恭順である。こうした形で徐々に西周王朝の新たな宗教的秩序が進行していったものと思われる。

⑤作冊矢令殷「集成四三〇〇・四三〇一」

佳王于伐楚白、才炎。佳九月既死霸丁丑、乍冊矢令隣宜于王姜。姜商令貝十朋・臣十家・鬯百人・公尹白丁父兄于戊戌冀嗣三。令敢𠄎皇王

宦丁公文報。用頤後人享、佳丁公報。

令用奔辰于皇王。令敢辰皇王宦、用乍丁公寶殷。用隣史于皇宗。用鄉王逆適。用廩寮人。婦子後人永寶。鬯册。

【訓読】

これ王、于に楚白を伐ちて、炎に在り。これ九月既死霸丁丑、作册
 矣令、王姜に隣宜す。姜、令に貝十朋・臣十家・鬯百人・公尹伯丁父
 の成に貳れる成の冀嗣三を賞す。令、敢へて皇王の宦たる丁公の文報
 に揚ふ。用て後人に詣るまで享して、これ丁公に報せよ。

令、用て皇王に奔辰せらる。令敢へて皇王の宦に辰へて、用て丁公
 の寶殷を作る。用て皇宗に隣史し。用て王の逆適に饗し。用て寮人に
 廩せむ。婦子後人、永く寶とせよ。鳥形册図象。

【譯讀】

ここに記すのは、成王が楚を討伐した時のことである。場所は炎の
 駐屯地、日は九月の第四週丁丑の日のことであった。殷王朝で作册の
 職を務めた矣令は、成王妃王姜に隣宜の儀禮を行なった。成王の代理
 者たる王姜は矣令に莫大な賜物を與えた。賜物は貝十朋、臣十家、人
 鬯(生口)百人に加えて、作册の長たる伯丁父が成「地名」に贈った
 成の冀司三である。矣令は王の賜物及び、ここにいたる過程で矣令に
 力を下さった今は亡き丁公の恩にも報いて祭器を作るものである。こ
 の祭器を用いて後の世の子孫も饗宴を催し、丁公の恩に報いよ。

矣令は輝ける王の賜物を授けられた。矣令はこの賜物に應えて丁公
 の寶殷を作り、輝けるわが宗廟に祭祀を行なって祖神にご報告申し上げ

げる次第である。それでもって王の格別のご高配に對する饗を催し、
 矣令と職をともしにする者たちとも廩の祭祀を行なう。女も子どももま
 たその後繼者たちもこれを末永く寶として祭禮を行なえ。

【評釋】

これも成王と王姜とが同席している場である。ここでは例によって
 もっぱら王姜が前面に出て來て王の代理をつとめるのである。殷系氏
 族である作册矣令が王姜に對して行なった隣宜の儀禮は、周の成王に
 對して行なったのと同じ意味をもつものと思われる。これらの儀禮が
 どのような意味をもつものか、他に用例がないために推測に頼るしか
 ないのだが、語の構成を見ると「隣」字の右側が酒を容れる銅器の尊
 を捧持する形姿であり、左側の𠂔が神の陟降する神梯であることを考
 えれば、酒を用いて神を招來する儀禮を意味することになる。また「宜」
 は白川が詳密に證明したところに従って祭肉を用いて行なう祖祭と捉
 えることができる。前者が酒を用いた儀禮、後者が肉を用いた儀禮
 を意味しているわけで、これらを合わせた熟語「隣宜」は酒と肉とを
 用いる殷の傳統的な祭祀を意味しているのではあるまいか。それが殷
 の祭祀についてよく知る作册矣令の主導で行なわれた。「隣宜」は王
 姜つまりは成王に對して行なわれたのであるが、この祭祀を通じて周
 の成王は殷の祖神と結びつけられ、殷の祖神が西周王朝の神々に組み
 込まれる契機をもつことになるのだと思われる。これはあくまで私の
 推測ではあるが、成王と王姜が同席する場面、そして「隣宜」を行なっ
 た作册矣令に與えられた賜物の莫大さ等を勘案すれば、尋常な祭儀で

ないことは明らかである。この場面での王姜の役割は、王の代理として「隣宜」を受けること。そのことが取りも直さず成王が「隣宜」を受けることになる。作册夙令は「隣宜」をつつがなく舉行した功績に對して莫大な賞を王姜から授與される。そしてその賜物を作册夙令は「王の賜物」と認識するのである。こうした王姜の媒介的な役割をどのように考えるべきか。本節の冒頭で整理した白川の考えを土臺しながら、私なりの考えを示してみたいと思う。

三 王姜の役割について

以上、二つの角度から西周前期における王姜の役割を考える視点を提示した。一つは、西周前期では祭祀の場における言語表現がまだ十分に熟したものになっていない現象。いま一つは、王姜が王の代理を務めるといふ非常に特殊な役割を果たしていたという現象。こうした現象がなぜ起きていたのかという問題として改めて捉え直し、それを総合的に理解する解釋を提示してみたい。

先ず、前者の問題は言語の問題である。金文に記された言語は祭祀儀禮の場で發せられた特別な言語でこれを祭祀言語と呼んでおく。古代王朝のように一定の宗教的秩序をもつ共同体の中ではそれぞれ固有の祭祀言語をもっていたものと思われる。言ってみれば王室を頂點とする宗教連合の祭祀の際に用いられる共通の言語のようなものである。祭祀言語は日常生活の中で用いられる言語とは全く異なるものであるからこれを雅語と呼んでもいいだろう。また普段の日常生活の中で用いられる言語を俗語と呼んでもいいだろう。ある一定の文化をも

つ民族や王朝ではこうした儀禮祭祀の時にだけ用いられる雅語を持つのが普遍的な現象である。この點については先學の成果を攝取しながら拙著『甲骨文の誕生 原論』（近刊）の中でもかなり詳しく述べておいた。

王姜は、西周王朝の祭祀の場で、周王と殷系氏族との間に立って周王の發令を直接傳える役割を果たしていた。周王によって發せられるはずの王命を王姜が周王に成り代わって發するのである。この時王姜の發する言語はおそらく殷系氏族のよく知る殷系の祭祀言語であったと思われる。王姜は西周王朝の祭祀の場で、周王の發する周系の祭祀言語を殷系の祭祀言語に言い換えて發令したのである。むしろこれはあくまで推測の域を出ないが、このように考えることによって、この時期に限って見るところの、周王の代理を王姜が務めるといふ現象が理解できるのではあるまいか。周王に成り代わって王姜が發した王命を拜受する殷系氏族は、王姜を媒介にして西周王朝の祭祀の場に立っているという意味をもつのであるが、王姜が直接賜與した賜物を「王の賜物」と銘記していることからそう認識していたことをうかがうことができる。殷系氏族が西周王朝の祭祀の場に立っていると認識することは、とりもなおさず彼らが西周王朝の宗教秩序に組み込まれるという意味をもつのである。克殷の後に西周王朝に付くようになった殷系氏族は、このような過程を経て、西周王朝の宗教的秩序の傘下に入っていたものと思われる。文字の示すところの言語表現の混亂という西周前期だけに見える現象は、周系の祭祀言語と殷系の祭祀言語とが接觸したことによって起きた一時的な現象であり、それは

新たな祭祀言語の形成過程の一端を示すものではないかと考えるのである。

おわりに

今回は「殷周革命論ノート」の二回目として、西周前期における王姜の特殊な役割の意味を考えてきた。克殷によって殷王朝が減んだと見なすのはあくまで公式的な理解である。そうした公式的な歴史認識とは別に、當時の出土資料である青銅器の銘文からはより具體的な様相が浮かび上がってくる。それは殷周革命の実態とでも言うことができる様相である。殷周革命とは殷王朝にあった宗教的な宗主権が西周王朝に移ることを示す言葉であるが、金文に記された事柄は、殷系氏族が西周王朝に付く経緯の記録であり、また残存勢力が西周王朝にどのような手続きを経て服属していくかという過程を示すものである。そこに宗主権が移行する過程の様相をうかがうことができるのである。このような問題意識から引き續き別の角度から考察を續けたい。

註

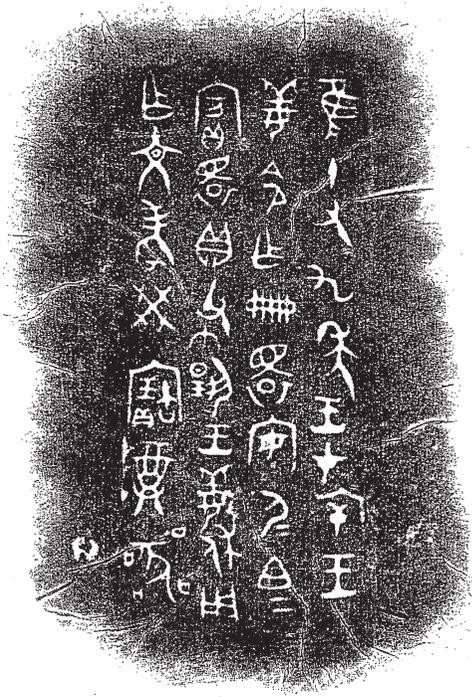
- (1) 《王子聖觚》集成九二八二、《大保殷》集成四一四〇（後述）。以下、本文及び注では『殷周金文集成』収録番號をこのように略記する。
- (2) 『史記』《殷本紀》「封紂子武庚祿父、以續殷祀、令修行盤庚之政。」《周本紀》「封商紂子祿父殷之餘民。」
- (3) 貝塚茂樹「殷末周初の東方經略に就いて——特に山東省壽張縣出土の銅器銘文を通じて」『東方學報』〔京都〕第十一冊第一分・第二分 一九四〇年。同「新出檀伯達器考」『東方學報』〔京都〕第八冊 一九三七年。白川靜「周初の對殷政策と殷の餘裔——特に召公の問題を中心として（上・下）」『立命館文學』七九號 一九五一年。同八二號 一九五二年。

- (4) 「周原出土甲骨の歴史的位相」〔白川靜記念東洋文字文化研究所紀要〕創刊號 二〇〇七年。「殷末先周期の殷周關係——周原出土甲骨讀解試論」『學林』第四六・四七合併號 二〇〇八年。
- (5) 戰國楚簡の代表的なものには、『郭店楚墓竹簡』（文物出版社）、『上海博物館藏戰國楚竹書』（上海古籍出版社）、『清華大學藏戰國竹簡』（上海世界書局）などがある。
- (6) 『甲骨文合集』収録番號二八の意。以下同様に略記する。
穆公右蓋方尊 集成六〇一三の例を挙げておく。「佳八月初吉、王各于周廟。穆公右蓋立中廷北鄉。王册令尹、易蓋赤市・幽元・攸勒。曰、用嗣六自。王行參有嗣・嗣土・嗣馬・嗣工。王令蓋曰、飄嗣六自眾八自。蓋拜頌首、敢對眾王休、用乍朕文且益公寶障彝。蓋曰、天子丕段不其、萬年保我萬邦。蓋敢拜頌首曰、刺々朕身。更朕先寶事。」
【書き下し文】佳八月初吉、王周廟に格る。穆公蓋を右けて中廷に立ち、北嚮す。王尹に册令し、蓋に赤市・幽元・攸勒を賜はしむ。曰く、用て六師を嗣めよ。王參有嗣・嗣土・嗣馬・嗣工を行。王、蓋に令して曰く、併せて六師と八師との璽を嗣めよ」と。蓋拜して稽首し、敢て王の休に對揚して、用て朕が文祖益公の寶障彝を作る。蓋曰く、天子丕段不其に對し、萬年まで我が萬邦を保たんことを。蓋敢て拜して稽首して曰く、刺々たる朕が身、更が先の寶事を更がむ。
- (7) 『令』字論序說（話體版）（一）第一章「說文解字」の「令」字解——發號の場としての「令」〔西伯〕第六號 一九九九年。
- (8) 『善夫山鼎』〔集成二八二五〕に見える「善夫山」、《大克鼎》〔集成二八三六〕、《小克鼎》〔集成二七九六〕、他に見える「善夫克」などがある。
- (9) 白川靜『字通』「休」の項。
- (10) 『金文通釋』卷二下（白鶴美術館誌）四七七頁。《召鬲器》の項。
- (11) 『金文通釋』集成一〇一七五に「開愆康王、豕尹晉彊」と見える。
- (12) 『史牆盤』〔集成一〇一七五〕に「開愆康王、豕尹晉彊」と見える。
- (13) 『金文通釋』卷一上の二六九頁《令殷》の項。
- (14) 「各（格る）」の意味に用いる「格」《師虎殷》や「迨」《庚嬴卣》等の例がある。
- (15) 『金文通釋』卷一上の二五四頁。二三B《不壽殷》の項の最後に整理されたものである。
- (16) 白川靜『甲骨金文學論叢』所收の「作册考」参照。
- (17) 《獻侯鼎》集成二六二六「唯成王大率才宗周。商獻侯貝。用乍丁侯尊彝。」《孟爵》集成九一九四「佳王初率于成周。王令孟寧喜白。寶彝貝。用乍父寶障彝。」
- 《困獸》集成九三五「王率于成周。王易圍貝。用乍寶障彝。」

(18) 白川靜『甲骨金文學論叢』所收の「釋師」參照。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)

① 作册鬲



② 叔設



③ 旗鼎



④ 不壽毀



⑤ 作册矢令 殷

